

福知山市入札監視委員会（令和2年度 第1回）議事概要

開催日時及び場所	令和2年7月20日（月） 午後2時00分～午後4時15分 市民交流プラザふくちやま3階市民交流スペース			
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>おぎの</small> 萩野 <small>しんいち</small> 伸一（弁護士） 委員 <small>きくた</small> 菊田 <small>まなみ</small> 学美（行政書士・特定社会保険労務士） 委員 <small>よしだ</small> 吉田 <small>ちかくに</small> 周邦（公認会計士）			
議 事 概 要	1 報告事項 ・令和2年度業者受付状況等 ・令和元年度 通常工事・災害工事の入札状況について 2 議事 (1) 令和元年度下半期の入札・契約の実施状況について (2) 抽出工事に関する審議について (3) 次回抽出委員の選出 ・菊田委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）			
審 議 対 象 期 間	令和元年10月 1日 ～ 令和2年 3月31日			
審 議 対 象 件 数	[工事]	152件	[委託役務業務]	5件
内 訳	公募型指名競争入札	1件		
	条件付一般競争入札	30件		
	指名競争入札	95件		
	随意契約	26件		5件
抽 出 案 件 数		4件		1件
委員からの意見・質問 とそれに対する回答		意見・質問		回 答 等
		別紙のとおり		別紙のとおり
委員会意見の内容	○入札不調が続く場合は、現在の規定の修正をする等、競争性の高い方法で受注者が決定されるよう取り組んでいただきたい。 ○状況に合わせて制度の改良を行う等、応札しやすい環境を整えていただきたい。 ○設計段階で施工方法の検討を行い、変更契約金額が大きくならないよう取り組んでいただきたい。			

別 紙

「1 報告事項について」

意見・質問	回 答 等
○特になし。	

「2 令和元年度上半期の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回 答 等
○特になし。	

「3 議事（2）抽出工事に関する審議について」関係

1 農振第72号 林道灰谷線災害復旧工事…随意契約

意見・質問	回 答 等
○1者随意契約に至った経緯は何か。	3回指名競争入札を行ったが全者辞退により入札不調となった。災害復旧工事であり、早期復旧が求められるため、施工箇所近隣かつ実績のある業者を選定し、随意契約を結んだ。
○受注者は3回行われた入札で指名されていなかったのか。	1回目及び2回目の入札で指名している。
○緊急的な案件については随意契約が認められており、その理由で契約を行い、結果的に工事を完成出来たという事か。	そのとおりである。
○入札時に指名を行った他の業者ではなく受注者と契約をした経緯は何か。	施工場所と同エリアに受注者の会社が位置しており、また同種の災害復旧で、完成間近の工事を施工場所の近隣で施工していたため、受注についての協議を行った。 基本的には入札により受注者の決定を行うが、今回は災害復旧工事であり地方自治法施行令でも認められているため、随意契約により受注者を決定した。 また、受注者以外の業者にも意向の確認を行った

<p>○3回の入札において指名した業者は同一か。業者選定の基準は3回とも同一か。2回目以降の入札で業者決定に至るような工夫は有ったのか。</p> <p>○指名競争入札で全者辞退が続く場合一般競争入札に移行することは可能か。</p> <p>○予定価格はすべて同一か。</p> <p>○予定価格は受注者に示したうえで入札したのか。落札率が100%となった経緯は何か。</p>	<p>が交渉には至らなかった。</p> <p>重複している業者もあるが3回の入札で指名業者は異なる。</p> <p>辞退理由を考慮し、発注ロットの変更や、技術者の配置状況等を確認したうえで、指名業者を選定している。</p> <p>建設工事発注標準により予定価格に応じて入札方法が決まっている。工事規模の変更を行った上で入札方法を変更することは可能である。</p> <p>発注ロットを調整しており、同一ではない。</p> <p>競争入札から随意契約への移行時には、直前の入札と同一で行う規定があるため、3回目の入札と随意契約の予定価格は同一である。</p> <p>予定価格は非公表である。山間の積雪の多い地域であり、必要経費等を大きく積算した結果100%での応札となったのではないかと交渉を重ねたうえで受注額となった。</p>
---	--

2 下水工第16号 法川排水区水内雨水排水路転倒ゲート設置工事…随意契約

意見・質問	回答等
○転倒ゲートとはどのようなものか。	<p>水量に応じ自動的に倒れる構造になっているゲートである。フロートで水路の水量を感知し、通常時はゲートを立てた状態で田んぼに水を送り、増水時はゲートが転倒し、一般の水路と同様に水が流れるようにするものである。</p>
○随意契約に至った理由は何か。	<p>特殊な工事であるため、条件付一般競争入札により、全国を対象に公告を行ったが、応募者がなく、本工事の業種、金額規模に対応できる資格を持つ唯一の市内業者である受注者と随意契約を行った。</p>
○入札を2回行った理由は何か。	<p>1回目の応札額が予定価格を超過していたため、再度入札を行った。</p>

3 下水工第3号 法川排水区雨水排水路新設工事（その8）、下水工第17号 法川排水区雨水排水路新設工事（その9）…公募型指名競争入札（その8）、条件付一般競争入札（その9）

意見・質問	回答等
○2件とも同一業者が含まれているが、受注形態の違いは何か。	金額規模の違いにより、その8工事が共同企業体、その9工事が通常の単独業者に対する発注となっている。
○2件の工事の施工エリアは連続しているのか。	およそ80m離れている。
○その9工事の入札時に、現場状況を把握している、その8工事の受注者は積算や施工に掛かる費用の面で有利になるのではないか。	<p>入札に際しては、業者の受注状況等、様々な要因により、応札の状況は変化するが、その中の1つとして、指摘された内容についても考えられる。</p> <p>本工事では、最高予定価格と最低制限価格が設定されており、有効な価格帯の中での競争が行われているため、過度なダンピング等は発生していないと考えている。</p>
○フレックス工期を採用している工事について、入札時の辞退理由は何か。	2者辞退が有り、辞退理由は「技術者の配置が困難であるため」と、「作業員の確保が困難であるため」である。
○フレックス工期の採用について、メリットや改善すべき点について、業者から意見の聴取は行っているか。	意見聴取の結果、フレックス期間を長く取って欲しいとの意見があり、当初よりフレックス期間の延長を行った結果、以降の不調案件は発生していない。
○フレックス工期の採用が有効であるのであれば、常に入札状況を検証しながら運用を行い、入札における競争性が確保されるよう努力されたい。	今後も、状況に応じた発注を行う。

4 下水工第39号 土・かしの木台汚水中継ポンプ場自家発電機設備ほか更新工事
…条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
○変更契約の内容は何か。	仮設の自家発電機の据付、撤去及び既設電気ケーブルの布設替えである。

<p>○1, 110万円の増額の割振りはどのようになっているのか。</p> <p>○仮設電源が必要となることは設計時に分からなかったのか。</p> <p>○当初から養生期間を想定し、仮設電源を含んだ形で入札を行った場合、落札業者が異なることもあり得る。設計内容を事前に十分に検討することが重要である。</p>	<p>仮設発電機が3か所で約970万円、ケーブルの布設替が約140万円である。</p> <p>当初は短時間で機器を交換する予定であったが、受注者との打合せで、養生期間を含め、現場作業に時間を要することが判明した。停電が発生した場合にはポンプが運転できず、汚水が溢れ出す危険がある為、仮設電源を設置した。今回の事例を踏まえ、今後は設計段階から仮設電源の計上を検討する。</p> <p>十分な検討を行う。</p>
--	--

5 市立福知山市民病院 検体検査等業務…随意契約

意見・質問	回答等
<p>○募集から業者決定に至るプロセスは、どのように行われたのか。</p>	<p>公告後、希望者に公募要項を配布し、2者から参加表明書の提出を受けた。提出書類の審査を行い、2者ともプロポーザル参加資格有りと判定したため、2者による技術提案を受け、受注者を決定した。検査技師を11名程病院に常駐させる必要がある為、地方の病院で多数の参加者を確保することは困難な状況である。</p>
<p>○検体検査について、以前はどのように行っていたのか。</p>	<p>平成18年度の市民病院改築当時から、検体検査については外部委託している。3年契約で委託しており今回は、その業務の更新であり、過去には今回の受注者以外にも数者が受注している。</p>
<p>○PCR検査も行っているのか。</p>	<p>現在、数を限定して行っている。</p>
<p>○検体検査業務について、病院内で検査機能を有する場合と、業務委託をする場合の比較検討は行っているか。</p>	<p>外部委託の場合、一定以上の技術のある技師が派遣され、決まった費用で検査が実施できるため、院内で技師を育成する場合に比べ有利性があると判断した。</p>

<p>○本契約は単価契約であるが、検査数に対して1件当たりの検査料金を掛けて委託料を算出するのか。</p>	<p>保険適用の検査については、1件当たりの診療報酬が決まっているため、診療報酬に対して一定の掛け率を掛けた金額で単価契約している。また、保険適用外の検査については見積によって単価を決定している。昨年度の実績を元に、本委託契約の1年間にかかる委託料を想定した。</p>
<p>○プロポーザルでは、価格だけでなく業務体制等他の項目も含めて評価を行ったのか。</p>	<p>技術提案では、100点満点で評価を行い20点が金額についての評価、80点が検査体制や、提出する検査の精度管理の方法等についての評価である。金額について、1年間に実施する予定の検査ごとの件数を提示し、その検査数に対する見積金額を審査対象とし、価格の低いものにより高い点数を与えている。</p>
<p>○金額が安い業者の配点が20点となるのか。</p>	<p>最も安い業者の見積金額を基準とし、その額を審査する業者の見積金額で除したものに20点を掛けた点数が、価格についての点数となる。価格点だけでなく、総合的に評価した上で合計得点の高い業者と契約を締結した。</p>
<p>○過去の受注業者も今回の受注業者と同一業者か。</p>	<p>過去には別業者が受注した実績もある。業者変更の際には使用機械の変更も発生するが、機器の入れ替えも含めて実施された。</p>
<p>○この業務については、診療代や保険料の収入があると思われるが、予算を組む際には収入について考慮しているか。</p>	<p>収入について考慮した上で予算を組んでいる。</p>
<p>○委託料に対して収入はどの程度あるか。</p>	<p>保険適用の検査については、収入に対して33.7%を受注者に支払い、残り66.3%が病院の収入となる。</p>
<p>○委託料について、1年間の年間見込み金額に対し病院の収入はどうなっているのか。</p>	<p>病院の収入については、診療内容の点数によるもの以外に様々なものが有り、正確なものではないが、約倍の金額が病院の収入となる。</p>